

楽しくお得に健康づくり 温泉プール無料利用券



岸本温泉ゆうあいパルは、入浴施設と運動用温泉プールを備えた健康増進施設です。伯耆町は、町民の自発的、積極的な健康づくりを支援するために、温泉プールの無料利用券を交付します。希望する人は窓口で申請してください。

個人利用

○最大48回分 (15,360円分)

グループ利用 (友人同士や家族など2人以上)

○最大48回分 (15,360円分)

グループ全員が48回を利用した場合には、更新申請で「3月末までの残り月数×4回分」を更に助成

モニター利用 (水中ウォーキングの効果を検証するため、体重、体脂肪率などを記録していただける人)

○最大96回分 (30,720円分)

「プール利用者カード」をあわせて交付しますので、体重などを記録して、3月末に福祉課へ提出してください。

※週2回(月8回)を想定していますが、利用頻度は問いません。

対象者 町民 (医師による運動制限を受けていない人)

交付の種類 利用形態によって、無料利用券の交付枚数が変わります。

利用期限 4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

受付窓口 福祉課、分庁総合窓口課

注意事項

- ・即日交付はしませんので、お早目に申請をお願いします。
- ・無料利用券は温泉プールのみ利用できません。
※温泉の利用には、別途入浴券が必要です。
- ・プール運動教室には使用できません。
- ・本人以外使用できません。
- ・再発行できません。

問い合わせ先 福祉課 福祉支援室 TEL:0859-68-5534

4月から手当額が変わります 児童扶養手当・特別児童扶養手当 などを受給している人へ

児童扶養手当などの各種手当は、毎年消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられています。

令和元年平均の全国消費者物価指数が前年比プラス0.5%と公表されたことに伴い、令和2年4月から手当額が0.5%引き上げられます。

(1ヶ月当たり)

手当の名称		令和2年3月分まで	令和2年4月分から
児童扶養手当	全額支給		
	基本額	42,910円	43,160円
	第2子加算	10,140円	10,190円
	第3子以降加算	6,080円	6,110円
特別児童扶養手当	一部支給		
	基本額	42,900～10,120円	43,150～10,180円
	第2子加算	10,130円～5,070円	10,180円～5,100円
	第3子以降加算	6,070円～3,040円	6,100円～3,060円
	1級	52,200円	52,500円
	2級	34,770円	34,970円
	特別障害者手当	27,200円	27,350円
	障害児福祉手当	14,790円	14,880円
	経過的福祉手当	14,790円	14,880円

問い合わせ先

福祉課 福祉支援室 TEL:0859-68-5534

高齢者はり・きゅう・ マッサージ施術費 助成



伯耆町では、高齢者の福祉向上のため、はり・きゅう・マッサージの施術に要する費用の一部を助成します。

助成金額 1回につき1,000円以内

助成回数 最大12回(月1回)以内

助成期間 4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

助成対象者 令和2年度(申請が4～6月は令和元年度)の住民税が非課税で、かつ満75歳以上又は後期高齢者医療被保険者

助成方法 鳥取県保険鍼灸マッサージ師会加入施設で使える助成券を交付

問い合わせ先

福祉課 福祉支援室
TEL:0859-68-5534